

情 個 審 答 申 第 6 号

平成 23 年 10 月 3 日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 17 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 22 年 9 月 1 日付け総企発第 585 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

熊本駅周辺の整備計画に対し、熊本市教育長が許可を与えたのか等の関連についての文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

- | | |
|--------|---|
| 文書等の件名 | 1 春日小学校周辺整備に対し、大気汚染等による健康被害が予測される中で、整備計画を許可した根拠等のわかる資料等 |
| | 2 春日小学校の施設整備等に対して、具体的に、どのような安全安心設備の整備を計画中かのわかる資料等 |

[諮問第 9 号]

別 紙

諮問第 9 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「春日小学校周辺整備に対し、大気汚染等による健康被害が予測される中で、整備計画を許可した根拠等のわかる資料等」（以下「本件文書Ⅰ」という。）及び「春日小学校の施設整備等に対して、具体的に、どのような安全安心設備の整備を計画中かのわかる資料等」（以下「本件文書Ⅱ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱの存否について

教育委員会職員等の現状認識・予防医学的見識・等の見解が、熊本市民の見識と比べて理解し難く、拒否理由説明書内容では、児童教育施設・幼児教育施設・を総括する熊本市教育長の反論立証・請求拒否理由説明書等・として余りにも 責任放棄・責務喪失・等に終始した理由説明書となっているので、再度意見書・異議申立書を提出しますので、熊本市教育施設・環境行政の総合的見地からの 慎重審議・隠された要因等・「不存在でなく、存在すること」の真摯な解明を求めます。

「請求拒否理由説明書」の内容を見るに、児童教育施設・春日小学校正門前・の 18. 1 h a の広大な地域を熊本市事業主が、さまざまな公共工事を計画立案、庁内審議稟議、熊本市と春日校区住民等との話し合い、都市計画審議会審議決定、熊本市工事施行中、今も工事真っ最中、にも拘らず、「熊本駅周辺の各整備事業の対象外であり、熊本市教育長には整備計画に許可等を与える権限はない。」との記述に、熊本市教育長は何の為に存在するのか、理解出来ない。児童教育施設が、巨大公共工事競合により

どのような影響を受けるのか、ましてや、同じ熊本市事業主による公共工事によって、春日小学校正門・取り巻くその周辺施設が激変する事は、一定のレベル能力を持った児童教育理念を習得した職員であれば、教育環境激変予測が出来る事である。ましてや高度の知識を要求され、児童教育保護者等の意向及び地域の実情を的確に把握し、教育執行サービスの質を向上させ児童教育保護者等の満足度を高める重要な責務を要求される要職にあるにも拘らず、権限もないので、児童教育環境に重大な悪影響が起ころうとも知った事ではない、何も教育環境保全理念の行動・執行もせず、何も改善発言もせず、ただ権限がないので 児童教育がどうなろうと、たださわらぬ神に祟りなし理念で、歴代の熊本市教育長・現熊本市教育長・が傍観・不作為・無視・し続けておられたとの「不存在」が、現・熊本市幸山政史執行下に於て、幹部職員が現存しているとはとても思われない。依って「不存在」を取り消して、「存在・資料開示」して戴きたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

異議申立人の請求は、春日小学校の正門が新幹線熊本駅前西口広場から90m地点に位置することにより大気汚染等による健康被害が予測される中で、熊本市教育長が安全安心の教育環境が確保できるとして整備計画を許可した根拠等のわかる資料等であるが、春日小学校は熊本駅西土地地区画整理事業を始め、熊本駅周辺の各整備事業の対象区域外であり、熊本市教育長には整備計画に許可等を与える権限はない。そのため、当該請求に係る資料等は存在しない。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

異議申立人の請求は、春日小学校における具体的な安全安心設備の整備計画に関する資料等であるが、本市においては、平成13年に発生した大阪教育大学附属池田小学校での事件を受け、校門や通用門の整備が必要な学校に門扉を設置するとともに、旧熊本市のすべての小学校において緊急警報システムの整備を終えており、現在、その他の安全安心設備の整備計画はない。そのため、当該請求に係る資料等は存在しない。

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱについて

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書Ⅰ・Ⅱは、次のとおりである。

ア 本件文書Ⅰは、春日小学校周辺整備に対し、大気汚染等による健康被害が予測される中で、整備計画を許可した根拠等のわかる資料等

イ 本件文書Ⅱは、春日小学校の施設整備等に対して、具体的に、どのような安全安心設備の整備を計画中かのわかる資料等

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書Ⅰ・Ⅱの存否について

本件文書Ⅰ・Ⅱが存在しないとする実施機関の説明は前記４のとおりであり、いずれも十分に合理性を認めることができる。これに対し、申立人の主張は、いずれも実施機関が行った事務事業や判断についての不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められず、不存在であることに不合理性も認められない。

よって、本件文書Ⅰ・Ⅱはいずれも存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「１ 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	大	江	正 昭
委	員	高	木	絹 子
委	員	馬	場	啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 22 年 9 月 1 日	熊本市教育委員会から諮問を受けた。
平成 22 年 9 月 16 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 22 年 10 月 4 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 23 年 6 月 7 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 7 月 25 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 8 月 30 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 10 月 3 日	答申（案）の審議を行った。